

第12号議案

令和7年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 供給電力量 | 35,700,000キロワット時 |
| (2) 供給電力料金 | 486,988,000円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業	収益		508,935千円
第1項	営業	収益		486,988千円
第2項	財務	収益		395千円
第3項	事業外	収益		21,552千円
		支	出	
第1款	電気事業	費用		479,135千円
第1項	営業	費用		477,140千円
第2項	財務	費用		994千円
第3項	特別	損失		1千円

第 4 項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 62,872千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,727千円及び過年度分損益勘定留保資金 25,145千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 377,001千円

第 1 項 企 業 債 377,000千円

第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 439,873千円

第 1 項 建 設 改 良 費 415,000千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 23,873千円

第 3 項 予 備 費 1,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年 度 水 力 発 電 施 設 整 備 費	令和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	165,000 <small>千円</small>

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため。

限度額	377,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 120,144千円

令和7年2月12日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊